

全建 労 発 第 51 号
平成 27 年 9 月 8 日

各都道府県建設業協会 会長殿

一般社団法人全国建設業協会
会長 近 藤 晴 貞
(公印省略)

「東京電力福島第一原子力発電所における安全衛生管理対策のための
ガイドライン」の策定について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、東京電力福島第一原子力発電所における労働災害が昨年急増し、
本年には死亡事故も発生しています。また、汚染水対策等に関わる労働者
数が増加するなか厚生労働省では、東京電力及び元方事業者に対する指導
事項を一体的に示した「東京電力福島第一原子力発電所における安全衛生
管理対策のためのガイドライン」をとりまとめました。

このガイドラインは、①東京電力及び元方事業者が一体となった安全衛
生管理体制の強化、②東京電力、元方事業者及び関係請負人によるリスク
アセスメントの実施等による労働安全衛生水準の向上、③工事の発注段階
から、工法、設備、施設、施工機械等に関わる被ばく低減対策を施工計画
に盛り込み、効果的かつ効率的に実施するためのもので、今般、本会に対
して、周知徹底の依頼がありました。

つきましては、貴会会員に対し、本ガイドラインの趣旨をご理解いただ
き、同発電所における労働災害防止対策の一層の推進にご協力いただきま
すよう周知方お願い申し上げます。

以上